

様式第 1 号

申請日 年 月 日

多治見市長

多治見市東京圏からの移住支援金交付申請書兼請求書

多治見市東京圏からの移住支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を申請します。また、交付決定を受けた場合はその決定額を請求します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	(※) (※)本人が自署しないときは、押印してください。		年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は転入の前後において申請者と同じ世帯に属する家族の人数（1の申請者は含まない）	人
支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「多治見市東京圏からの移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「多治見市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年を超える期間継続して、多治見市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（第4条第1項第2号アに該当する場合のみ記載）就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（第4条第1項第3号に該当する場合のみ記載）多治見市への移住の意思について	A. 所属先企業等から命令ではない	B. 所属先企業等から命令である
（第4条第1項第4号に該当する場合のみ記載）岐阜県又は多治見市が実施する移住定住施策に協力する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京 23 区の在勤者に該当する場合のみ記載) 直近 10 年間の在勤履歴

期間	就業先	就業地

※ 東京 23 区への在勤後、転入前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の支給対象とならない場合があります。

6 (第 4 条第 1 項第 3 号に該当する場合のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先名称	
勤務先住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度／行くことはない／その他 ()
通勤手当の有無 (定期券相当)	支給あり / 支給なし

※テレワークの様態は様々であるため、申請後に状況をお伺いすることがあります。

※移住元の勤務先へ行く頻度が年間勤務日数の 1/5 を超える場合又は所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給がある場合は、テレワークに該当しないと判断し、移住支援金の支給対象とならない場合があります。

7 振込口座 ※申請者が口座名義人の口座を記入してください

振込先金融機関名	本店・支店名	種別	口座番号

<多治見市記入欄>

申請受理年月日		決定内容	決定(番号)・却下
決定年月日		交付決定額	円

(別紙 1)

多治見市東京圏からの移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 岐阜県東京圏からの移住支援事業及び多治見市東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び多治見市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、多治見市東京圏からの移住支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽又は不正に交付を受ける目的で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 支援金の申請日から 3 年未満に多治見市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 岐阜県のスタートアップ等創業支援事業に係る補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に多治見市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (5) 支援金の申請日から 1 年以内に多治見市東京圏からの移住支援金交付要綱第 4 条第 1 項第 2 号に該当する支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(別紙 2)

多治見市東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び多治見市は、東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及びこの法律の施行のために岐阜県及び多治見市が定める条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び多治見市は、当該個人情報について、他の自治体における移住支援金交付事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国及び他の自治体に提供し、又は確認する場合があります。